

## 船橋市高齢者居住安定確保計画改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が多様化する価値観やニーズに応じた住まいを選択できるよう、高齢者に配慮した住まい等の普及を目的とした「船橋市高齢者居住安定確保計画」を改定するにあたり、専門的事項について調査及び審議を行うため、船橋市高齢者居住安定確保計画改定委員会(以下「改定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の改定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 改定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 市民

2 委員の任期は、前条第1号の達成により終了する。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前項と同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 改定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、改定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 改定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員長は、必要があるときは改定委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公務災害補償)

第6条 第3条第1項第1号から第3号委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)に準じて補償する。

(事務局)

第7条 改定委員会の事務局は、建設局建築部住宅政策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年5月16日から施行する